

| | 追加意見の内容 | 回答 |
|---|--|---|
| 1 | <p>○岡嶋専門委員 【資料3-2：福島第二原子力発電所放射線業務従事者数及び線量状況】 右欄最下図に関して、Co-60の減衰が参考として示されており、その点に関して当日もその由来等について質問いたしました。更問は、以下の通りです。 由来等がはっきりしているのであれば、作業環境改善のための方策等が可能と思われます。そこで、そのような方策や対策が考えられ、実施されているのでしょうか。</p> | <p>管理区域内で作業する場合は、放射線作業計画書にて、洗浄等の除染や、必要に応じ遮蔽体を設置等の被ばく低減対策を検討立案し、計画通り作業されているかをパトロールにより確認している。</p> |
| 2 | <p>○岡嶋専門委員 【資料5-2：第2回部会（9/2開催）での会議中議論回答3に対する再質問】 質問の真意は「計画線量の作成を協力会社に依頼するだけでなく、東電社員殿の経験値を増やす目的で、当初から東電社員殿が作成に加わるのが良い」ということです。この点から考えると、頂いた回答では「東電社員殿が、経験を増すために、主体的にどのように作成に加わっているのか」が不明と思えます。その点、確認をお願いします。</p> <p>（参考：前回回答） ●東京電力 平成27年9月の労安部会でも回答しましたが、協力企業が放射線作業計画を作成するに際して、被ばく低減対策や工事工法の合理化など放射線管理部門や工事主管部門と相談しながら作成しています。福島第一の作業において事故前の定期検査の作業のように定型化された作業でないため、同一作業における経年的な比較検討や水平展開できる事例の蓄積がまだ少ないことから、体系的な被ばく低減対策の実施などには至っておりませんが、今後そのようなデータを蓄積していき発電所全体の被ばく低減に活用してまいります。</p> | <p>協力企業が放射線作業計画を作成するに際しては、弊社および協力企業の放射線管理部門や工事主管部門の間で、被ばく低減対策や工事工法の合理化などを相談して作成しています。今後そのような経験やデータの蓄積を等を行って行き、それを発電所全体の被ばく低減に活用して参りたいと考えています。</p> |

| 追加意見の内容 | 回答 |
|--|---|
| <p>3</p> <p>○河井原子力専門員 作業者が安心して管理区域内（特に高線量エリア）作業に従事できるようにするためには、放射線被曝の管理が、作業者にも判る形で適正に行われるとともに、不適切な行為が摘発され法律が遵守される仕組みを作ることが重要である。 不適切な行為の一つである、APDの現場での非装着や遮蔽体による測定値の改竄等の摘発に関して、入域時のガードマンのチェック以外にしている方策は何か。（たとえば、同工種その他作業班の作業員の被曝線量との大きな乖離や、放射線管理計画書に記載される計画線量等との合理的な理由のない乖離、等）</p> | <p>APDの不正使用防止対策については、管理区域のチェックポイントでAPDの携帯についてチェックしていますが、このチェックポイント通過以降に本人の故意の不正使用についてのハード面(保護衣の可視化を実施)の対策は難しいため、以下に示す主にソフト面の対策を複数実施することによって再発防止対策としています。</p> <p>1. APDの確実な着用対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ●作業開始前に当社へ提出する「放射線管理計画書」へAPD未着用防止対策を記載し提出する。 ●作業現場において、1mSv／人・日以上 of 全件名において、抜き打的にAPD着用状況を毎月確認し当社へ報告する。 ●現場作業時にAPDの着用状況を外部から確認出来るように着用する下着は、APD装着箇所(ポケット)を編み目に変更、カバーオールは、胸部を透明化に変更した。 <p>2. 被ばく線量管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ●警報設定値の妥当性確認 APD警報設定値が1mSvを超過しており、かつ被ばく線量がAPD警報設定値の5%以下であった放射線業務従事者のAPD妥当性確認 ●APD測定値が1mSv／日を超えている場合の措置 月毎のAPD測定値とガラスバッジ算定記録を比較し、±20%を超える差異がある場合、原因を調査し評価する。 ●ガラスバッジ算定記録が5mSv／月を超えている場合の措置 ガラスバッジ算定記録が5mSv／月を超える実績がある放射線業務従事者の月毎のAPD測定値がガラスバッジ算定記録と比較し、-20%を超える差異がある場合、当該放射線業務従事者の-20%を超えた原因を調査し評価する。 ●APD測定値が5mSv／月を超えている線量集団の測定値比較 APD測定値が5mSv／月を超える実績がある作業件名を抽出し、当該作業に従事した放射線業務従事者について、当該作業の月ごとのAPD測定値が線量集団の平均線量と比較し-50%を超える差異がある場合、当該作業従事者の-50%を超えた原因を調査し評価する。 |